

厚生労働大臣
根本 匠 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

長時間過密労働、健康への配慮に欠けた環境で働く労働者も多く、過労死・過労自死も後を絶ちません。今年7月に制定された「働き方改革関連法」は、「残業時間の年間上限を規制」していますが、「過労死の危険ライン」とされる月80時間を超え「単月で100時間未満」を可能にするなど、過労死を発生させてしまう水準となっています。

「高度プロフェSSIONAL制度」や裁量労働制の拡大、解雇の金銭解決制度、「雇用されない働き方」など、政府の進める「多様で柔軟な働き方」政策は、労働者をさらに痛めつけるものと言わざるを得ません。

金融機関で働く労働者は、金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課と連動することや、パワーハラも後を絶たず、労働者の健康が心身両面から損なわれています。その結果、休職や離職を余儀なくされる労働者が増加するなど状況はますます悪化していると言えます。

「人手不足」から一部で従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も出てきています。しかし、労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされるなど問題が多いのも事実です。また、非正規労働者の差別待遇は一向に改善されず、「同一労働同一賃金」など、どこ吹く風といったありさまです。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

1. 更なる長時間労働を招く裁量労働制の対象拡大など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
3. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃、など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
4. 労働基準行政の各専門分野（監督、安全衛生、労災補償）を支える労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官を増員すること。
5. 「労働契約法」の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する正規労働者との賃金および職場環境における差別改善と雇用確保に向けて指導すること。
6. 過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間労働や全てのハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持等について、啓蒙活動に留まらず具体的な施策を講じること。
特にパワーハラスメントの法制化は喫緊の課題であり、加害者への懲戒規定など企業の防止措置を義務付けること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の（賃金・福利厚生等）改善に向けて指導すること。
8. 2018年4月から義務化された無期雇用への転換について違法・脱法行為のないよう指導すること。
9. 団体交渉を拒否したまま争議解決を放置する福井信金に対して、労働組合との話し合いで速やかに解決するよう指導すること。

以 上